

憲法問題シンポジウム

重要土地等調査規制法で、
私たちのプライバシーはどうか？

重要土地等調査規制法
を考えるシンポジウム

パネリストの方々が
わかりやすく解説、討論

4月11日、当会会館5階及びオンライン（Zoom）において、表記の憲法問題シンポジウムが、日弁連人権擁護大会プレシンポを兼ねて開催された。

冒頭、高岡俊之会長より開会の挨拶がなされ、その後、憲法問題対策本部の関守麻紀子委員による重要土地等調査規制法（以下、「本法」という。）の解説、続いて福田護委員をコーディネーターとして、3人のパネリストによるパネルディスカッションが行われた。

まず、共同通信社編集委員の石井暁氏より、本法の立法目的の説明がなされた。本法は、立法事実が存在しないにもかかわらず、外国資本による土地の購入にかこつけて、戦前の要衝地帯法の再現を企図したものであって、日本を戦争のできる国にするよう、市民を監視することを目的とした治安立法であるという解説がなされた。

最後に在日米軍基地を監視する市民団体「リムピース」の編集部所属する星野潔氏より、知る権利の重要性について、相模総合補給廠にPCBが保管されていたことを市民が発見した例を基に、実力組織の暴走を市民が監視することの重要性について解説がなされた。

その後、福田委員の問いにパネリストが答える形で意見交換を行った。本法が反戦活動を始めた市民の様々な抗議活動への大きなプレッシャーとなること、公安警察が国民の情報を収集するための貴重なツールを手に入れたしまったことへの大きな危機感が表明

本法第7条は、地方公共団体に対して土地利用者に関する氏名、住所等の情報の国への提供を義務付けており、国は地方公共団体に資料の提供や協力を求めることができるとする第22条と合わせて、地方自治を危機に陥らせる危険性があるという解説がなされた。

最後に在日米軍基地を監視する市民団体「リムピース」の編集部所属する星野潔氏より、知る権利の重要性について、相模総合補給廠にPCBが保管されていたことを市民が発見した例を基に、実力組織の暴走を市民が監視することの重要性について解説がなされた。

ご登壇のパネリストの方々

題対策委員会副委員長を務める森田明会員より、個人情報保護法の改正とからめて、本法が規定する国による情報収集の問題点が説明された。

その後、福田委員の問いにパネリストが答える形で意見交換を行った。本法が反戦活動を始めた市民の様々な抗議活動への大きなプレッシャーとなること、公安警察が国民の情報を収集するための貴重なツールを手に入れたしまったことへの大きな危機感が表明

その後、福田委員の問いにパネリストが答える形で意見交換を行った。本法が反戦活動を始めた市民の様々な抗議活動への大きなプレッシャーとなること、公安警察が国民の情報を収集するための貴重なツールを手に入れたしまったことへの大きな危機感が表明

その後、福田委員の問いにパネリストが答える形で意見交換を行った。本法が反戦活動を始めた市民の様々な抗議活動への大きなプレッシャーとなること、公安警察が国民の情報を収集するための貴重なツールを手に入れたしまったことへの大きな危機感が表明

その後、福田委員の問いにパネリストが答える形で意見交換を行った。本法が反戦活動を始めた市民の様々な抗議活動への大きなプレッシャーとなること、公安警察が国民の情報を収集するための貴重なツールを手に入れたしまったことへの大きな危機感が表明

その後、福田委員の問いにパネリストが答える形で意見交換を行った。本法が反戦活動を始めた市民の様々な抗議活動への大きなプレッシャーとなること、公安警察が国民の情報を収集するための貴重なツールを手に入れたしまったことへの大きな危機感が表明

その後、福田委員の問いにパネリストが答える形で意見交換を行った。本法が反戦活動を始めた市民の様々な抗議活動への大きなプレッシャーとなること、公安警察が国民の情報を収集するための貴重なツールを手に入れたしまったことへの大きな危機感が表明



発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <https://www.kanaben.or.jp/>

2022年度 関東弁護士会連合会
第1回地区別懇談会のお知らせ(予定)
日時 2022年7月5日(火) 13時
場所 THE SAIHOKUKAN HOTEL

神奈川県のアウトライ
ンと天秤をモチーフに
した神奈川県弁護士会
のロゴマークです。

本年6月に一部の施行
が迫っている状況ではあ
るが、諦めることなく本
法を廃止に追い込んでい

きたいというパネリスト
の真摯な思いに大きな共
感を覚えるとともに、人
権擁護の担い手である弁

護士の一人として国を監
視することの重要性に身
の引き締まる思いをした。
(会員 井澤 徹)

「刑弁起案」——想定弁論

その4

会員 妹尾 孝之

刑事弁護修習の
最前線

～20年目の司法修習～

想定弁論の作成手順の
⑤は、「ケース・セオリ
ーの検討・確立である。
ケース・セオリーとは、
「弁護人の求める結論が
正しいことを説得する論
拠」のことをいう。ケー
ス・セオリーには、「事
実のストーリー」と「証
拠のストーリー」という
二つの要素が含まれる。
事実のストーリーは、
「本当は何かあったのか」
を説明するストーリーで
あり、証拠のストーリー
は、「事実のストーリー
とそぐわない証拠がなぜ
存在するのか」を説明す
るストーリーである。

ケース・セオリーは、
「全ての証拠・事実が説
明可能であること」と「人
の行動として自然で合理
的であること」という二
つの条件を満たしていな
ければならない。このケー
ス・セオリーが確立され
ていないと、弁論は説
得力を欠くものになって
しまうので、十分に検討
する必要がある。

また、前々回から今回
まで想定弁論の具体的な
作成手順を六つのステッ
プで説明してきたが、実
際にはこれらは一本道で
はなく、むしろ、行った
り来たりを繰り返しながら、
想定弁論を固めていく
ことになる。

どこかの段階で「無理
がある」と感じれば、戻
って再検討をしなければ
ならないし、検討を進め
ていく中で、より弁論に
説得力を持たせるために
はどのような点を補強し
ていけばよいかが明らか
になることもあることに
注意が必要である。

山ゆり

歯を磨いていたら銀歯
がはずれて、10年近くぶ
りに歯科治療を受けるこ
とになった。向かった先
の歯科医は、銀歯ではな
くセラミックを入れな
いと勧めてくる。なんで
も、銀歯の材料になるパ
ラジウムの価格が高騰し
ているので、保険診療を
もってしても、銀歯では
医院側が赤字になりかね
ないという▼折しも、パ
ラジウムの主要産出国ロ
シアがウクライナ侵攻を
始めたことで、供給不安
が生じているというニュ
ースが世間にも流れてい
た▼さらに歯科医によれ
ば、歯の白さを重視する
海外では、審美の観点か
らセラミックが主流で、
銀歯は人気がないのだと
いう▼そういえば、雅歌
を書いた賢王ソロモン
も、乙女の歯の美しさを、
白い羊の群れにたとえて
讃えていたつけ。白い歯
を大切にする美意識は、
何千年も昔に遡るのかも
しれない▼巧みな説得に
心を動かされてセラミッ
クを入れることに▼治療
が終わって、セラミックの
かぶせ物の自然な仕上が
りに満足しながらも、ウ
クライナの人々の惨状に
心が痛み、彼の地と世界
に平和な日々が訪れるこ
とを祈った。(濱崎 亮)

県西支部

県西支部会館が移転します

県西支部の会員数は4月1日現在で137名。支部管内には18の市町村があり、そのうちの5市

4町で支部会員が法律事務所を構えている。3月の常議員会で、本部予算(一般会計予備費)を使っての県西支部会館(小田原法律相談センター併設)移転が承認された。

本原稿執筆時点(4月8日)では、移転先の内装工事が急ピッチで進められている状況であり、移転日は4月26日の予定である。

赤沼前支部長の陣頭指揮のもと、昨年5月に急遽、移転PTを立ち上げ、その後、支部会員アンケートを実施。レイアウト・移転費用案を固めつつ、本部理事者会・財務室会議への事前説明等を行い、当支部臨時総会で移転案等を決議したのは昨年12月。これを受け、3

急ピッチで進む内装工事の様子を確認する赤沼前支部長(左)と山崎前副支部長

移転前の支部会館は、横浜地家裁小田原支部に程近いオフィスビルの2階に、16年前に開設されたものであるが、支部会員数の増加等により手狭になっていた。昨年、偶

然にもそのビル1階の広めの部屋に空きが出た。移転先は、その空き室であり、同じビルの2階から1階への移転ということになる。

法テラスの規則改正について

自己破産申立事件と
一般事件の援助を
同時に申し込む際には
注意が必要です!

ただし、これらに該当する場合でも、援助開始決定がされるケースもあります。法テラスが具体例として挙げているのは、次のようなケースです。

・保佐・補助の決定を受けなければ自己破産申立ができない場合における、保佐人等選任申立事件

・直ちに援助を開始しなければ、申込者またはその監護下にある未成年子の生命または身体に危険が及ぶ恐れがあると認められる場合に、その危険を排除するために援助の必要がある事件(DV等を想定)

・自己破産申立事件における破産手続開始決定を待っていたのでは自己の権利の実現が不可能または著しく困難となる場合

個々のケースについては法テラスの判断になりますので、不明な点がある場合には法テラス神奈川にお問い合わせください。

支部だより

4月1日現在、川崎支部の会員数は235名で

ある。一時期ほど新規登録は増えていないが、も

増えた結果、裁判所に近い川崎区だけではなく、

る。これまでは、新入会

加できなかった会員も、

はや小規模な単位会と言っ

支部内行事を行う際、執

加することが可能とな

て良いほどの

が、執行部の負担を軽減

は、これまでのところ全

録した200

ったが、総会を開催すれ

mで行っている。ただし、

6年当時は80

ば4分の1以上の会員が

mで行っている。ただし、

人台だった記

の見える関係を築けてい

さみしいことも事実であ

憶があるの

め、昨年度は新入会員歓

り、退任・新任幹事を含

で、全く別の

迎会、暑気払い、忘年会

た。種村支部長が、高級

存在になって

が交流委員会によってZ

れたので、役員一同、残

支部通常総会後の懇親会での一場面

川崎支部

川崎支部のいま

も過言ではな

つ委員会有り、各委

の任期も支部のために

を同時にやる場合

助申込をする場合

・自己破産申立事件と、

し、その援助開始決定前

これは、一般事件の立替金が、破産債権(再生債権)として扱われることとなるためです。そのため、以下の場合には留意が必要です。

受けている被援助者が、破産手続開始決定を受ける前に他の一般事件の援助申込を行う場合(手続開始決定後であれば問題ありません)

●自己破産(民事再生を含む。以下同じ)申立事件の援助申込みをした申込者が、破産手続開始決定(民事再生手続開始決定を含む。以下同じ)前に他の一般事件の援助申込をした場合、一般事件の援助が不開始になる場合があります。

●自己破産申立事件における破産手続開始決定を待っていたのでは自己の権利の実現が不可能または著しく困難となる場合

自営業・フリーランスのみならずへ。

あなたにもプラスも。

掛金はぜんぶ所得控除になるから、税金がおトク!

一生もらえる年金を上乗せできます!

人生100年時代の“プラス年金”

日本弁護士国民年金基金

60歳以上65歳未満の方や海外居住されている方で、国民年金に任意加入されている方も国民年金基金に加入できます。 ※非居住者が支払った掛金は、所得控除対象外です。

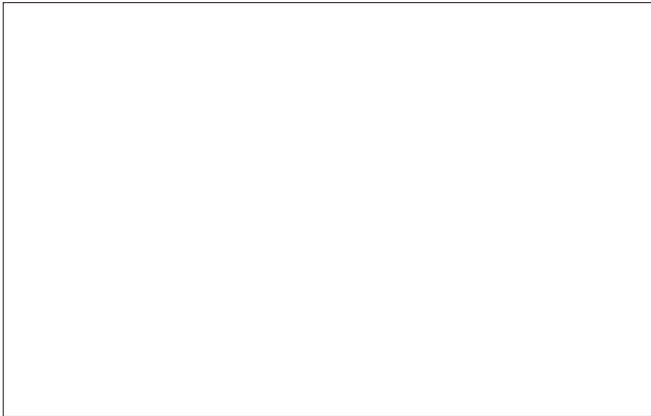
資料請求・ご相談・お問い合わせはお気軽に! 今すぐこちらへ!

日本弁護士国民年金基金 03-3581-3739

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階 http://www.bknk.or.jp/

横須賀支部

横須賀支部の実力と魅力



昨年11月の横須賀7土業合同相談会（屋外！）の様子

横須賀支部は三浦半島（横須賀市、三浦市、逗子市、葉山町）に法律事務所を構える弁護士によって構成される支部であり、4月1日現在の会員数は56名である。支部会員の約半数は60期以降の会員であり、若手会員が増えている。成長期である。まさか横須賀支部に三つも委員会（研修委員会、法律相談事業活性化委員会、後見等対策委員会）が設置され、定期的にニュース紙が発行され、支部独自の研修会（最近のテーマは「土地家屋調査士との連携」や「司法解剖の研修・見学」など）が実施され、成年後見や破産管財について支部裁判所との定期協議会が実現する状況になろうとは、支部の大先輩方は驚かれています。いやない。

他方で、「小さな支部」という側面も、やはり横須賀支部の魅力の一つである。毎月支部定例会が行われ、いまだにお互いの顔が見える関係性を大切にしながら、地元の市町村を巡って市民向けセミナーを実施したり、地元（他土業（7土業！）と協力して地元ショッピングセンター前（屋外！）で合同相談会を実施した

（支部長 権田 理司）

理事者室 だより

新しい世界のススメ

副会長 姜 文江

不義理にしている委員 や一時期は生き甲斐に感会も多いので大きな声で じたときもあったほど、は言えないが、趣味、い 私は委員会大好き人間だった。だから、これまで気に入らないながらも多重的な重務のために入らなかった委員会に、今回担当副会長として関わることができ、それだけすでにワクワク嬉しく思っている。

「誰ひとり取り残さない」は、執行部内の優しい言葉になっています。

また、弁護士会を円滑に運営するために日々働いてくださっている職員が、いかに熱心なことか。そして今期執行部の面々。字数の関係で詳しく紹介できないが、当会の将来を考えて理事者室では熱い議論が展開されている。

新しい世界に入ることができて、今、私はとてもしあわせである。

支部だより

相模原支部は、1994年4月に、横浜地方裁判所相模原支部設置ととも創設された、当会でも新しい支部であり、2024年には創立30周年を迎える。4月1日時点での会員数は84名であるが、そのうち61期以降の登録15年未満の若い期の会員が全体の過半数を占めている。

定時総会での支部長挨拶

相模原支部会員の数は、何か事があれば、多数の会員が一致団結して事に当たる点にある。昨年度実施された藤沢での支部サミットの際、4支部の中で相模原支部の出席者が最も多かったのは、そのことの現れである。さて、相模原支部では、2002年以来、横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判を導入するための活動が続いている。

相模原支部の管内人口は、相模原市と座間市の人口合計約85万人に及び、相模原市の約75万人は神奈川県下では横浜市、川崎市に次ぐ人口規模である上、2010年には県下3番目の政令指定都市となった。

しかし、政令指定都市を管轄内に有する裁判所では全国で唯一、かつ神奈川県内の全ての地裁支

部で唯一、合議制裁判が導入されていない裁判所なのである。支部会員に向けて行った合議制がないことの不都合事例アンケートでも、訴訟遅延、当事者の交通の便の悪さなど様々な不都合事例が挙げられた。

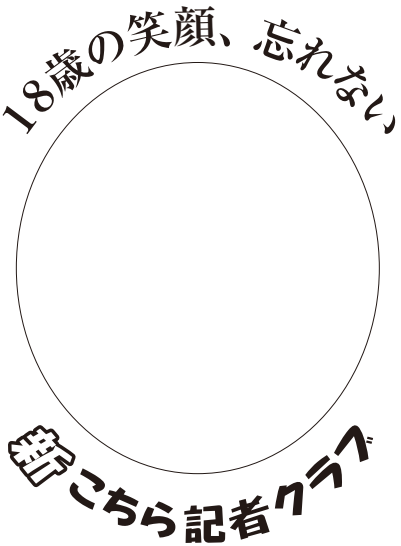
このように合議制がないことによって管内の市民の方々に多大な不利益を及ぼしている。そこで、3月には当会臨時総会で、合議制導入への決議をいただいた。

当支部は、合議制導入実現に向けて、今後も引き続き積極的な活動を行っていく所存である。

（支部長 岩城 栄二）

相模原支部

合議制導入実現へのあくなき挑戦



「土砂崩れで人が巻き込まれた」。2020年2月5日朝に届いた関係者の一報から、今も取材は続いている。逗子市の民有地で約70㌔の土砂が崩れ、18歳だった高校3年の女子生徒が死亡した事故。遺族が区分所有者などに損害賠償を求めた訴訟は係争中だ。

再発防止につなげるなど意義を掲げる。一方で理不尽な死を受け入れられず、実名を懸念する家族の声も重い。父親は葛藤している。「娘は何も悪いことはしていない。でも名前を出せないと、存在も忘れられてしまうだろうか」。その言葉に、事故を忘れず伝え続けることが、生徒の生きた証になると思った。

生活道路への崩落で、誰もが被害者となり得た。地域住民は生徒を思い続け、この2年以上、現場にはいつも追悼の花束などが供えられていた。山を切り開き宅地造成した三浦半島出身・在住の私にも、決して人ごとでなかった。民有地の対策不足の現状、行政の姿勢、地域の再発防止の動

や市は遺族の意向で当初から匿名で発表。遺族は匿名で取材に応じている。メディアは、実名という事実の核心、生きた証を分かち合い

とはない。1人でも多くの人が生徒を思い、安全対策を広げる力になれるよう、また記事を書く。

（神奈川新聞・竹内 瑠梨）



晴れた日の岩木山

★かなバブ最前線★

山と風と雪と ～青森県五所川原市より～

青森県弁護士会 会員 大西 章

私は、2019年5月まで当会に所属し、かながわパブリック法律事務所にて養成を受け、その後、青森県五所川原市のつがるひまわり基金法律事務所に赴任した。

当地の困難といえはやはり雪であり、その一端を、この度語らせていただきたい。

2月上旬のある日、私が国選弁護人を務める被疑者から、接見要望の連絡があった。この被疑者は、本来、五所川原警察署に勾留される予定だったが、新型コロナウイルス対策の関係から、青森市にある青森警察署に勾留されていた。

早速接見に行こうとするが、天気予報では、大雪、強風に警戒とのことだった。五所川原市から青森市までは約40キロメートル（直線距離は約25キロメートル）の道のりで、途中、岩木山と八甲田山に囲まれた、強風と大雪になりやすい場所を通過する必要がある。嫌な予感がしつつ、日が暮れる頃、車で事務所を出発した。横降りの雪に視界が遮られるも、何とか15キロメートルほど進むと、明らかに雪と風が強まった。風は渦を巻くように吹き付け、地面の雪も舞い上げる。十数メートル先も見えなくなり、前を走る車の尾灯すら見えなくなる。いわゆるホワイトアウトの状態である。

道は狭く、車を路肩に止めるとかえって危険であり、前に進むしかない。徐行し、ハザードランプを点灯させ、ゆっくりと進む。前の車もハザードランプを点灯させたので、うっすらと光が見える状態になった。

なお、前照灯をハイビームにすると、光が拡散し、余計視界が悪くなるので厳禁である。急制動は事故に繋がるため、不測の事態に対応できるよう、息を大きく吐き呼吸を整え、釈迦如来に祈り、覚悟を決めて進む。

前の車のハザードランプを必死に追うこと30分、雪と風が弱まり、平坦な道に出た。生還である（意外に帰りは晴れていたりする）。

これは一例だが、このようなことは日常茶飯事である。当地の山と風と雪を体験したければ、いつでも大歓迎である。神奈川の皆様も、是非当地に遊びに来ていただきたい。

労働保険のお知らせ

令和4年度・労災保険(労災保険・雇用保険)の
確定・概算申告と保険料等の納付はお早めに。

申告・納付期間は **6月1日(水)～7月11日(月)** です。

詳しい内容は [こちらから](#) ⇒



労働保険の申請は便利な電子申請で! ⇒ [検索](#) [労働保険の電子申請](#)

お問い合わせは、
神奈川県労働局 総務部 労働保険徴収課……電話 045-650-2803



夕月散歩



関内・みなとみらい周辺の
見見スポット
そっと教える

会員 大関 亮子

昇りたてのまるい夕月(東の空を
見るのたぐ)

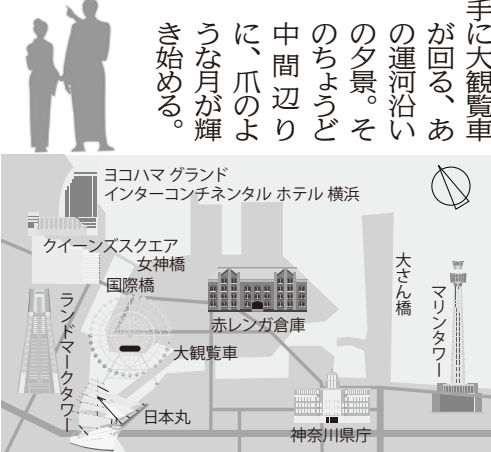
満月前後の夕月を見るなら、大さん橋へ。少し北寄りから昇るタイミンを狙えば、ベイブリック越しの月の出を見ることもできる。壮麗な眺めに時間を忘れる。ほぼ真東からの月の出の場合、クイーンズスクエア辺りから眺めるのも

よい。大観覧車と戯れながら昇ってくる、まんまるの月を楽しもう。とに

三日月前後のほっそりとした夕月は、みなとみらいにある国際橋や女神橋から見るのが一番のおすすめ。

橋の中央に立ち、南西方向を眺めよう。右手にランドマークタワーやクイーンズタワーがずらりと並び、左手に大観覧車が回る、あの運河沿いの夕景。そのちょうど中間辺りに、爪のような月が輝き始める。

うっとり見惚れて時間を忘れる。その他、横浜スタジアムや赤レンガ倉庫、よこはまコスモワールドなどで眺める月たちも、もちろん素晴らしい。晴れた日の夕方には、ぜひ月見散歩を。



お詫びと訂正
第411号 関内最新ランチ事情で店名に誤りがありました。お詫びして訂正します。
正…利久庵

編集後記

4面の「夕月散歩」はカラー写真でお見せできなかったとしても残念です。ご興味のある方は本号デスクの吉田宛てお問い合わせください。

本号入稿時

デスク 吉田 正穂
記者 仲戸川 優樹

濱崎 亮

杉本 桃子

井上 晴彦

笠間 哲史

新倉 徹

大崎 徹